



第82期 定時株主総会招集ご通知

日時 2022年3月29日（火曜日）
午前10時（午前9時開場）

場所 東京都千代田区大手町一丁目3番2号
経団連会館 2階国際会議場

会場が昨年と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。

新型コロナウイルス感染症への対応について

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきまして、極力、書面又はインターネット等により事前に議決権をご行使いただけますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会の運営につきましては、当社ホームページ（<https://sfc.jp/>）に掲載いたしますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

※本株主総会におけるお土産の配布はございません。



住友林業株式会社

証券コード：1911



株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
当社第82期定時株主総会を2022年3月29日(火曜日)
に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいた
します。

ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

取締役社長 光吉 敏郎

目次

■ 第82期定時株主総会招集ご通知	1
■ 議決権行使のご案内	2
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	4
第2号議案 定款一部変更の件	5
第3号議案 取締役9名選任の件	7
第4号議案 監査役2名選任の件	14
第5号議案 取締役賞与支給の件	17
第6号議案 取締役の報酬額改定の件	18
第7号議案 取締役に対する業績連動型 譲渡制限付株式報酬制度に 係る報酬枠決定の件	19
■ 事業報告	30
■ 連結計算書類	59
■ 計算書類	61
■ 監査報告書	63

- 本招集ご通知に添付しています事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役及び会計監査人がそれぞれ監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の書類につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://sfc.jp/>) に掲載していますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。
 - ①事業報告 ：「会社の新株予約権等に関する事項」及び「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
 - ②連結計算書類 ：「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③計算書類 ：「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送又は当社ホームページ (<https://sfc.jp/>) への掲載によりお知らせいたします。

証券コード 1911
2022年3月7日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町一丁目3番2号
住友林業株式会社
取締役社長 光吉 敏郎

第82期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第82期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面又は電磁的方法（インターネット等）により事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2頁及び3頁のご案内に従って議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時	2022年3月29日（火曜日）午前10時
場 所	東京都千代田区大手町一丁目3番2号 経団連会館 2階国際会議場 会場が昨年と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。
会議の 目的事項	報告事項 1. 第82期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、 連結計算書類及び計算書類報告の件 2. 会計監査人及び監査役会の第82期連結計算書類監査結果報告の件
	決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
	第2号議案 定款一部変更の件
	第3号議案 取締役9名選任の件
	第4号議案 監査役2名選任の件
	第5号議案 取締役賞与支給の件
	第6号議案 取締役の報酬額改定の件 第7号議案 取締役に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度に係る 報酬決定の件

以 上

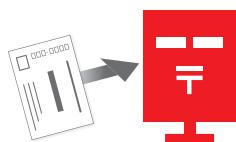
議決権行使のご案内

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、極力、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会にご出席いただく場合は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

書面による 議決権行使

行使期限

2022年3月28日(月曜日)
午後5時30分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

「スマート行使」による 議決権行使

行使期限

2022年3月28日(月曜日)
午後5時30分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ってください。

詳細は次頁をご覧ください。

インターネットによる 議決権行使

行使期限

2022年3月28日(月曜日)
午後5時30分行使分まで

パソコン、スマートフォン又は
携帯電話から、
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」「パスワード」をご入力のうち、賛否をご登録ください。

詳細は次頁をご覧ください。

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJに事前に申し込まれた場合に限り、同社が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

議決権行使に関する決定事項

- (1)電磁的方法（インターネット等）により議決権を複数回行使された場合、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2)書面による議決権行使と電磁的方法（インターネット等）による議決権行使が重複してなされた場合は、電磁的方法（インターネット等）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

「スマート行使」による議決権行使

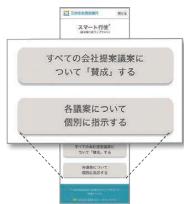
「議決権行使コード」「パスワード」を入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 同封の議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に沿って賛否をご登録ください。



議決権再行使のお手続き方法について

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について ☎️ 0120-652-031 (午前9時～午後9時)

その他のご照会 ☎️ 0120-782-031 (平日午前9時～午後5時)

インターネットによる議決権行使

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 同封の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

- 4 以降は画面の案内に沿って賛否をご登録ください。

※操作画面はイメージです。

以上

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、経営基盤、財務状況及びキャッシュ・フロー等のバランスを総合的に勘案し、次の通りといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期末の剰余金の配当につきましては、株主の皆様への利益還元を継続的かつ安定的に実施するという基本方針を踏まえ、当期業績等を総合的に勘案し、前期に比べ1株につき20円増額し、次の通りといたしたいと存じます。

なお、当期中間配当と当期末配当の合計額は、1株につき80円となります。

1	配当財産の種類 ▶ 金銭
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 ▶ 当社普通株式1株につき 45円 ▶ 総額 9,041,065,290円
3	剰余金の配当が効力を生じる日 ▶ 2022年3月30日

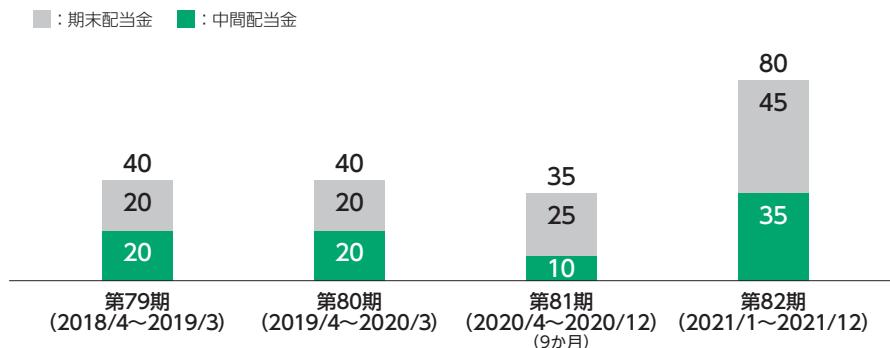
2. その他の剰余金の処分に関する事項

資本政策における機動性の確保を目的として、別途積立金の一部を取り崩し、次の通りといたしたいと存じます。

- (1) 増加する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 15,403,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目及びその額
別途積立金 15,403,000,000円

(ご参考) 1株当たり配当金の推移

(単位：円)



第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次の通り当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第17条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。また、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (2) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (3) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	[削 除]

第3号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（9名）の任期が満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、各候補者の指名につきましては、委員長を社外取締役が務め、委員の過半数を社外役員で構成する任意の委員会である指名・報酬諮問委員会に諮ったうえで決定しております。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	候補者氏名	現在の地位	
1	市川 晃 <small>いち かわ あきら</small>	代表取締役 取締役会長	再任
2	光吉 敏郎 <small>みつ よし とし ろう</small>	代表取締役 取締役社長 執行役員社長	再任
3	佐藤 建 <small>さ とう たつる</small>	代表取締役 執行役員副社長	再任
4	川田 辰己 <small>かわ た たつ み</small>	取締役 専務執行役員	再任
5	川村 篤 <small>かわ むら あつし</small>	取締役 常務執行役員	再任
6	高橋 郁郎 <small>たか はし いく ろう</small>	常務執行役員	新任
7	平川 純子 <small>ひら かわ じゆん こ</small>	取締役	再任 社外 独立役員
8	山下 泉 <small>やま した いずみ</small>	取締役	再任 社外 独立役員
9	栗原 美津枝 <small>くり はら み つ え</small>	取締役	再任 社外 独立役員

株主総会参考書類



候補者
番号

いち かわ あきら
市川 晃

(1954年11月12日生)

1

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月	当社入社	2010年4月	代表取締役（現任）
2007年6月	執行役員		取締役社長
2008年6月	取締役		執行役員社長
	常務執行役員	2020年4月	取締役会長（現任）

所有する当社株式数
76,800株

取締役会への出席状況
16回/16回

[重要な兼職の状況]

コニカミノルタ株式会社 社外取締役

取締役候補者とした理由

市川 晃氏は、取締役社長及び取締役会長を歴任し、企業経営者としての豊富な経験と実績を有していることから、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。



候補者
番号

みつ よし とし ろう
光吉 敏郎

(1962年5月23日生)

2

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月	当社入社	2018年4月	専務執行役員
2010年6月	執行役員	2020年4月	代表取締役（現任）
2011年4月	常務執行役員		取締役社長（現任）
2014年6月	取締役		執行役員社長（現任）

所有する当社株式数
19,800株

取締役会への出席状況
16回/16回

取締役候補者とした理由

光吉敏郎氏は、2020年4月より取締役社長として当社グループの経営を担っており、当社グループ事業全般に関する豊富な知見と経営実績を有しております。このため、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

さとう たつる
佐藤 建

(1955年12月14日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月	当社入社	2016年4月	専務執行役員
2012年6月	執行役員	2018年4月	代表取締役(現任)
2013年4月	常務執行役員		執行役員副社長(現任)
2013年6月	取締役		

[担当]

生活サービス本部 管掌
総務・秘書・渉外・人事・ITソリューション・知的財産・内部監査 担当

[重要な兼職の状況]

株式会社熊谷組 監査役

- 所有する当社株式数
38,000株
- 取締役会への出席状況
16回/16回

取締役候補者とした理由

佐藤 建氏は、2013年に取締役に就任し、総務・人事等の担当執行役員を歴任、現在は執行役員副社長を務めており、当社グループの事業及び経営に関する豊富な経験と実績を有しております。このため、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

かわ たつみ
川田 辰己

(1962年10月4日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月	当社入社	2018年4月	常務執行役員
2016年6月	執行役員	2018年6月	取締役(現任)
	経営企画部長 委嘱	2022年1月	専務執行役員(現任)
2017年4月	常務執行役員		
	経営企画部長 委嘱		

[担当]

住宅・建築事業本部・資源環境事業本部 管掌
経営企画・財務・コーポレート・コミュニケーション・サステナビリティ推進 担当

- 所有する当社株式数
11,600株
- 取締役会への出席状況
16回/16回

取締役候補者とした理由

川田辰己氏は、人事部長、経営企画部長等を歴任した後、2018年に取締役に就任し、現在は専務執行役員を務めており、当社グループの事業に関する豊富な経験を有しております。このため、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。



所有する当社株式数
17,300株
取締役会への出席状況
16回/16回

候補者
番号

5

かわ むら あつし
川村 篤

(1965年2月24日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月	当社入社	2020年4月	海外住宅・不動産事業本部長 委嘱（現任）
2016年6月	執行役員 海外事業本部副本部長 委嘱	2020年6月	取締役（現任）
2017年4月	常務執行役員（現任）		
2018年4月	海外住宅・不動産事業本部 副本部長 委嘱		

[担当]

木材建材事業本部 管掌
筑波研究所 担当

取締役候補者とした理由

川村 篤氏は、海外住宅・不動産部長、海外事業本部副本部長等を歴任した後、2020年に取締役に就任し、現在は常務執行役員海外住宅・不動産事業本部長を務めており、当社グループの事業に関する豊富な経験を有しております。このため、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。



所有する当社株式数
11,900株

候補者
番号

6

たか はし いく ろう
高橋 郁郎

(1959年10月4日生)

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月	当社入社	2018年6月	執行役員
2013年12月	住宅事業本部副本部長		住宅・建築事業本部副本部長 委嘱
2016年4月	住友林業ホームテック株式会社 取締役常務執行役員	2020年4月	常務執行役員（現任） 住宅・建築事業本部長 委嘱 （現任）
2017年10月	住宅事業本部副本部長		

取締役候補者とした理由

高橋郁郎氏は、住宅事業本部技術部長、同本部副本部長等を歴任した後、2018年に執行役員に就任し、現在は常務執行役員住宅・建築事業本部長を務めており、当社グループの事業に関する豊富な経験を有しております。このため、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

7

ひら かわ じゅん こ
平川純子

(1947年10月9日生)

再任

社外

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年4月	弁護士登録	2003年2月	シティユーワ法律事務所 パートナー（現任）
1979年2月	米国ニューヨーク州弁護士登録		
1983年10月	湯浅・原法律特許事務所 パートナー	2012年6月	当社社外監査役
		2014年6月	当社社外取締役（現任）
1997年7月	平川・佐藤・小林法律事務所 （現 シティユーワ法律事務所） 設立 同事務所 パートナー		

[重要な兼職の状況]

弁護士
株式会社東京金融取引所 社外取締役

- 所有する当社株式数
0株
- 取締役会への出席状況
16回/16回

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

平川純子氏は、弁護士として国内外における企業法務の実務に精通しており、当該経験及び見識に基づき当社のコーポレート・ガバナンスの強化のために適切な役割を果たしているものと判断し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。当社は、同氏に対して、専門的見地に基づく経営全般への提言等を通じて、経営の監督機能の強化に寄与していただくことを期待しております。なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

社外取締役候補者に関する特記事項

- 平川純子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 当社は、平川純子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- 平川純子氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年9か月となります。また、同氏は、2012年6月から2014年6月までの間、当社の社外監査役でありました。
- 当社は平川純子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で、同内容の契約を再締結する予定であります。

株主総会参考書類



候補者
番号

8

やま した いずみ
山下 泉

(1948年2月1日生)

再任

社外

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1971年7月	日本銀行 入行	2012年6月	同社 取締役兼代表執行役会長
1998年4月	同行 金融市場局長	2013年6月	同社 取締役兼代表執行役会長
2002年3月	アクセンチュア株式会社 金融営業本部長	2016年6月	当社社外取締役 (現任)
2003年4月	日本郵政公社 常務理事		
2005年4月	同公社 総裁代理		
2007年10月	株式会社かんぽ生命保険 取締役兼代表執行役社長		

[重要な兼職の状況]

株式会社イオン銀行 社外取締役

- 所有する当社株式数
0株
- 取締役会への出席状況
16回/16回

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山下 泉氏は、金融業界における豊富な経験及び企業経営者としての高い見識に基づき、当社のコーポレート・ガバナンスの強化のために適切な役割を果たしているものと判断し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。当社は、同氏に対して、当該経験及び見識に基づく経営全般への提言等を通じて、経営の監督機能の強化に寄与していただくことを期待しております。

社外取締役候補者に関する特記事項

- 山下 泉氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 当社は、山下 泉氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- 山下 泉氏が社外取締役として在任している株式会社イオン銀行は、新規カードの入会促進施策に関し、2020年3月24日に消費者庁より、景品表示法第5条第2号に規定する不当な表示を行っていたとして、措置命令を受けました。同氏は、本件が判明するまではその事実を認識しておりませんでした。日頃から法令遵守の観点から指摘、意見を述べておりました。また、本件判明後は、法令遵守の更なる徹底及び再発防止策の策定につき積極的な提言を行うなど、社外取締役としての職責を果たしております。
- 山下 泉氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年9か月となります。
- 当社は山下 泉氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で、同内容の契約を再締結する予定であります。

候補者
番号

くり はら み つ え

栗原美津枝

(1964年4月7日生)

9

再任

社外

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月	日本開発銀行(現株式会社日本政策投資銀行) 入行	2013年4月	同行 企業金融第6部長
		2015年2月	同行 常勤監査役
2008年6月	米国スタンフォード大学国際政策研究所 客員フェロー	2020年6月	株式会社価値総合研究所 代表取締役会長(現任)
2010年6月	株式会社日本政策投資銀行 財務部次長	2021年3月	当社社外取締役(現任)
2011年5月	同行 企業金融第4部 医療・生活室長		

[重要な兼職の状況]

株式会社価値総合研究所 代表取締役会長
 中部電力株式会社 社外取締役
 株式会社日本政策金融公庫 社外取締役

- 所有する当社株式数
0株
- 取締役会への出席状況
13回/13回
(2021年3月30日に取締役
に就任して以降の状況)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

栗原美津枝氏は、金融分野における高い見識及び豊富な経験に基づき、当社のコーポレート・ガバナンスの強化のために適切な役割を果たしているものと判断し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。当社は、同氏に対して、当該見識及び経験に基づく経営全般への提言等を通じて、経営の監督機能の強化に寄与していただくことを期待しております。

社外取締役候補者に関する特記事項

1. 栗原美津枝氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
2. 当社は、栗原美津枝氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 栗原美津枝氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は栗原美津枝氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で、同内容の契約を再締結する予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式数は、2021年12月31日現在のものであります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 鐵 義正及び松尾 眞の両氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、各候補者の指名につきましては、委員長を社外取締役が務め、委員の過半数を社外役員で構成する任意の委員会である指名・報酬諮問委員会に諮ったうえで決定しております。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次の通りであります。



- 所有する当社株式数
0株
- 取締役会への出席状況
16回/16回
- 監査役会への出席状況
14回/14回

候補者
番号

1

てつ
鐵

再任

よし まさ
義 正

社外

独立役員

(1948年12月23日生)

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1976年11月	監査法人第一監査事務所（現EY新日本有限責任監査法人） 入所	1997年8月	センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人） 代表社員
1981年8月	公認会計士登録	2011年6月	新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人） 退職
1987年5月	センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人） 社員	2018年6月	当社社外監査役（現任）

[重要な兼職の状況]

公認会計士
大和自動車交通株式会社 社外監査役

社外監査役候補者とした理由

鐵 義正氏は、公認会計士として財務及び会計に関する高度な専門知識と豊富な実務経験を有しており、これらの知識及び経験を当社の監査業務に活かしているものと判断し、社外監査役として引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

社外監査役候補者に関する特記事項

1. 鐵 義正氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
2. 当社は、鐵 義正氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 鐵 義正氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年9か月となります。
4. 当社は鐵 義正氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で、同内容の契約を再締結する予定であります。

候補者
番号

2

まつ お まこと
松尾 眞

(1949年5月28日生)

再任

社外

独立役員

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1975年4月	弁護士登録	1989年4月	桃尾・松尾・難波法律事務所
1979年3月	米国ニューヨーク州弁護士登録		設立
1980年9月	尾崎・桃尾法律事務所		同事務所 パートナー (現任)
	パートナー	2018年6月	当社社外監査役 (現任)

[重要な兼職の状況]

弁護士
株式会社カプコン 社外取締役 (監査等委員)
ソレイジア・ファーマ株式会社 社外監査役
大正製薬ホールディングス株式会社 社外監査役

- 所有する当社株式数
0株
- 取締役会への出席状況
16回/16回
- 監査役会への出席状況
14回/14回

社外監査役候補者とした理由

松尾 眞氏は、弁護士として国内外における企業法務の実務に精通しており、専門的見地から監査業務を適切に遂行しているものと判断し、社外監査役として引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

社外監査役候補者に関する特記事項

1. 松尾 眞氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
2. 当社は、松尾 眞氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 松尾 眞氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年9か月となります。
4. 当社は松尾 眞氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で、同内容の契約を再締結する予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式数は、2021年12月31日現在のものであります。
 3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

株主総会参考書類

(ご参考)

下表は、取締役及び監査役に対して、特に期待する専門性・経験を示しております（本総会において各取締役・監査役候補者が選任された場合）。

		役職	企業経営	ESG サステナビ リティ	グローバル	不動産開発 建築	財務・会計	法務 リスク管理 内部監査	IT・DX	産業政策
取 締 役	市川 晃	代表取締役 取締役会長	●	●	●		●	●	●	●
	光吉 敏郎	代表取締役 取締役社長 執行役員社長	●	●	●	●				
	佐藤 建	代表取締役 執行役員副社長	●	●			●	●	●	
	川田 辰己	取締役 専務執行役員	●	●	●		●			
	川村 篤	取締役 常務執行役員	●	●	●	●				
	高橋 郁郎	取締役 常務執行役員		●		●				
	平川 純子	社外取締役		●	●			●		
	山下 泉	社外取締役	●	●	●		●		●	●
	栗原 美津枝	社外取締役	●	●	●		●			●
監 査 役	福田 晃久	常任監査役	●	●	●	●	●		●	
	東井 憲彰	監査役		●	●			●		
	皆川 芳嗣	社外監査役		●						●
	鐵 義正	社外監査役		●			●			
	松尾 眞	社外監査役		●	●			●		

第5号議案 取締役賞与支給の件

当期の取締役賞与につきましては、業績連動報酬として、当期業績等を勘案し、当期末時点の取締役9名のうち社外取締役を除く6名に対して、総額1億6,500万円を支給いたしたいと存じます。

なお、本賞与の内容につきましては、当期に係る当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（同決定方針の内容の概要については、事業報告（本書53頁）をご参照ください。）に従ったものとなっており、相当であると判断しております。具体的には、退職給付会計に係る数理計算上の差異を除いた連結経常利益、及び親会社株主に帰属する当期純利益の水準を考慮した一定の算式（利益額に比例して賞与の額が変動する計算式）に基づき算出した金額を前提として総合的に判断し、委員長を社外取締役が務め、委員の過半数を社外役員で構成する任意の委員会である指名・報酬諮問委員会に諮ったうえで決定しております。

また、各取締役に対する支給金額の決定は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第6号議案 取締役の報酬額改定の件

現在、当社の取締役の報酬額は、2016年6月24日開催の第76期定時株主総会において、月額4,000万円以内（うち社外取締役は月額500万円以内）とご承認いただいております。また、2018年6月22日開催の第78期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除きます。）に対し年額1億円以内の譲渡制限付株式報酬制度に基づく報酬限度額をご承認いただいております。各事業年度の業績に応じて取締役に対して支給する賞与につきましては、当該事業年度に係る定時株主総会において、都度ご承認いただいております。

この度、当社は第83期(2022年1月1日から2022年12月31日まで)を開始事業年度とする新たな3か年中期経営計画の策定に合わせて、役員一人一人が中期経営計画達成に向けた意識付けをより高めることができる役員報酬制度の制定を目的として、現行の役員報酬制度を見直すことといたしました。

新しい役員報酬制度は、①責任と役割に応じた固定報酬、②短期インセンティブとしての年次業績連動賞与（以下「賞与」といいます。）、及び③中長期インセンティブとしての業績連動型譲渡制限付株式報酬の3種類の報酬構成による制度とします。なお、短期インセンティブ及び中長期インセンティブは、業績目標に応じたインセンティブ報酬という性質に鑑み、独立した立場で経営の監督機能を担う社外取締役には支給しないものとします。

新しい役員報酬制度では固定報酬及び賞与を金銭報酬として支給しますが、本議案では、今後、固定報酬に加え賞与を含めた取締役に対する報酬制度の機動的な運用を可能とするため、取締役の報酬額の設定を、固定報酬支給額の月額上限を定めるものから、固定報酬支給額に賞与の支給額を加えた年額上限を定めるものに改め、報酬額を従来月額4,000万円以内（うち社外取締役は月額500万円以内）から、年額6億5,000万円以内（うち社外取締役は年額6,000万円以内）に改定させていただきたいと存じます。なお、第7号議案でご承認をお願いする業績連動型譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬枠については別枠とします。

なお、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告（本書53頁）に記載の通りですが、本議案及び第7号議案をご承認いただくことを条件に、2022年2月14日開催の取締役会において、その内容を変更することを決議しており、変更後の当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、株主総会参考書類（本書24頁）に記載の通りであります。本議案の内容は、当該変更後の同方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるために必要かつ相当な内容であると判断しております。

また、本議案の内容については、委員長を社外取締役が務め、委員の過半数を社外役員（社外取締役3名、社外監査役3名）で構成する指名・報酬諮問委員会（委員総数8名）より、相当である旨の意見を得ております。

なお、第3号議案が原案通り承認可決されますと、取締役の員数は9名（うち社外取締役は3名）となります。

第7号議案 取締役に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬枠決定の件

当社の取締役の報酬は、「例月報酬」、「賞与」及び「譲渡制限付株式報酬」で構成されておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、新たな業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することといたしたいと存じます。なお、その詳細につきましては、以下の範囲内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

なお、2018年6月22日開催の第78期定時株主総会において、対象取締役に対し年額1億円以内の譲渡制限付株式報酬制度に基づく報酬限度額をご承認いただいておりますが、本議案を原案通りご承認いただいた場合には、同株式報酬制度は廃止し、今後は同株式報酬制度に基づく株式交付及びそのための金銭報酬債権の付与は行わないものとします。

1. 提案の理由及び当該報酬枠を相当とする理由

本議案は、対象取締役に対し、新たに業績連動型譲渡制限付株式付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いするものであり、第6号議案においてご承認をお願いしております取締役に対する報酬限度額（年額6億5,000万円以内（うち社外取締役は年額6,000万円以内））とは別枠で、導入をご提案するものであります。

本制度は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としております。また、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告（本書53頁）に記載の通りであります。第6号議案及び本議案をご承認いただくことを条件に、2022年2月14日開催の取締役会において、その内容を変更することを決議しており、変更後の当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、株主総会参考書類（本書24頁）に記載の通りであります。本制度の導入目的は上記の通りであり、本議案及び本制度の内容は、当該変更後の同方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるために必要かつ相当な内容となっており、また、対象取締役に1事業年度に交付される株式上限数は、発行済株式総数（2021年12月31日現在）に占める割合として0.05%以下であります。そのため、本議案の内容は、相当であると判断しております。

本議案の内容については、委員長を社外取締役が務め、委員の過半数を社外役員（社外取締役3名、社外監査役3名）で構成する指名・報酬諮問委員会（委員総数8名）より、相当である旨の意見を得ております。

なお、第3号議案が原案通り承認可決されますと、対象取締役は6名となります。

2. 業績連動型譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権額の上限

本議案に基づき対象取締役に対して業績連動型譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、1事業年度当たり1億円を上限とします（ただし、実際の金銭報酬債権の支給は、原則として後述の評価対象期間分を合算して行われます。）。

3. 発行又は処分する普通株式数の上限

対象取締役は、本議案により付与される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる普通株式の総数は1事業年度当たり10万株以内（ただし、実際の普通株式の交付は、原則として後述の評価対象期間分を合算して行われます。また、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割、株式無償割当又は株式併合が行われた場合には、この発行上限数は当該分割比率、割当比率又は併合比率に応じて比例的に変更されるものとします。）とします。1株当たりの払込金額は、取締役会において当該金銭報酬債権支給額を決議する日の前営業日における、東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬諮問委員会の意見を踏まえ、当該取締役会において決定するものとします。

本制度は、対象取締役に対し譲渡制限付株式を割り当てるために、当社の中期経営計画の対象期間（3年以上の期間とし、初回を2022年1月1日から2024年12月31日までとします。）を評価対象期間とし、評価対象期間終了後、評価対象期間における対象取締役の役位に基づいて定めた金額（ただし、評価対象期間に対する在任期間の割合で調整するものとします。以下「役位別標準株式報酬額」といいます。）に支給率を乗じた金額を金銭報酬債権として付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。

<交付株式数の算出方法>

交付株式数＝役員別標準株式報酬額（※1）×支給率（※2）÷1株当たりの払込金額

※1 役員別標準株式報酬額は取締役会で定めます。

※2 取締役会で定める業績連動指標を元に一定の算式に基づき定めます（本書28頁をご参照ください）。

4. 株式の交付時期等

本制度による当社の普通株式の発行又は処分は、原則として評価対象期間終了後に行います。その発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役（ただし、評価対象期間終了後最初に開催される定時株主総会の日（当該日を含みます。）までに任期満了その他正当な理由により取締役の地位を退任（当社がやむを得ないと認めた事由による辞任又は死亡による退任を含みます。）した者を除きます。）との間で株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。なお、譲渡制限の解除日は原則として退任日とします。また、本議案において、「退任」とは当社の取締役及び執行役員その他の当社の取締役会が定める地位のいずれからも退任することをいいます。

- ①対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日から退任日までの間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと（以下「譲渡制限」といいます。）
- ②一定の非違行為等があった場合や以下③の (i)、(ii) 以外の事由により退任した場合には、当社が当該普通株式を無償で取得すること
- ③対象取締役の退任が (i) 任期満了その他正当な理由による退任又は当社がやむを得ないと認めた事由による辞任によるもの、(ii) 死亡による退任、のいずれかであることを条件として、退任時に譲渡制限を解除すること
- ④譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除すること

なお、本割当契約に基づき対象取締役に割り当てられた株式については、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

また、以下の場合においては、当社が対象取締役との間で締結する株式割当契約では、譲渡制限は設けないものとします。

- ①評価対象期間中に任期満了その他正当な理由により対象取締役が退任（当社がやむを得ないと認めた事由による辞任又は死亡による退任を含みます。）した場合

評価対象期間中に当該対象取締役（死亡による退任の場合はその遺族）に対して、役員別標準株式報酬額に支給率を乗じた金額（ただし、支給率は100%とします。また、本制度による金銭報酬債権の総額の上記上限額の範囲内の金額とします。）を金銭報酬債権として付与し、これを現物出資させることにより、上記＜交付株式数の算出方法＞と同様の算定式を用いて算出された数（本制度により交付される株式の上記上限数の範囲内の数とします。）の、譲渡制限が付されていない当社の普通株式を発行又は処分することとします。

- ②評価対象期間の終了後、最初に開催される定時株主総会の日（当該日を含みます。）までに任期満了その他正当な理由により対象取締役が退任（当社がやむを得ないと認めた事由による辞任又は死亡による退任を含みます。）した場合

当該対象取締役（死亡による退任の場合はその遺族）に対して、役員別標準株式報酬額に支給率を乗じた金額（本制度による金銭報酬債権の総額の上記上限額の範囲内の金額とします。）を金銭報酬債権として付与し、これを現物出資させることにより、上記＜交付株式数の算出方法＞と同様の算定式を用いて算出された数（本制度により交付される株式の上記上限数の範囲内の数とします。）の、譲渡制限が付されていない当社の普通株式を発行又は処分することとします。

ただし、評価対象期間中に対象取締役による一定の非違行為等が取締役会で確認された場合等には、当該評価対象期間については本制度による報酬の支給を制限し、又は返還を求めることができるものとします。

5. その他

評価対象期間の開始後、上記3. 及び4. 記載の当社の普通株式の発行又は処分を行うより前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、対象取締役に対して、①当該組織再編等の効力発生日に先立ち、金銭報酬債権を付与したうえで、付与した金銭報酬債権を現物出資させて譲渡制限が付されていない当社の普通株式を交付（発行又は処分）するか、あるいは、②現物出資させる金銭報酬債権の付与に代えて、金銭を支給するものとします。

上記①の場合には、対象取締役に対して付与する金銭報酬債権の額は、評価対象期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間、当該期間における対象取締役の役位及び当該取締役会の決議時点に応じた業績評価に用いる各指標の達成度合いを考慮して、上記2. の金銭報酬債権の上限額の範囲内で決定するものとします。また、交付株式数は、かかる金銭報酬債権額を1株当たりの払込金額（上記3. 記載の金額とします。）で除した数（ただし、上記3. の交付株式数の上限の範囲内）とします。

上記②の場合には、対象取締役に対して支給する金銭の額は、評価対象期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間、当該期間における対象取締役の役位及び当該取締役会の決議時点に応じた業績評価に用いる各指標の達成度合いを考慮して、上記2. の金銭報酬債権の上限額の範囲内で決定するものとします。

※本議案が原案通り承認された場合、取締役を兼務しない執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入する予定です。

(ご参考) 当社の新たな役員報酬制度の概要

当社は、長期ビジョン「Mission TREEING 2030」及び第83期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）を開始事業年度とする新たな3か年中期経営計画（事業報告（本書40頁）をご参照ください。）の発表に合わせ、2022年2月14日開催の取締役会において、第83期以降の当社の役員報酬制度を、以下の通り会社業績との連動性を高めた制度に見直すことについて、株主の皆様にご承認をお願いすることを決議いたしました。

本総会第6号議案「取締役の報酬額改定の件」及び第7号議案「取締役に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬枠決定の件」に関して、株主の皆様にご承認いただいた場合における新たな役員報酬制度の概要は、以下の通りです。

1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要

(1) 基本方針

当社の取締役の報酬等は、以下の方針に基づき制度設計しております。

- ①短期業績だけでなく、中長期的な業績・企業価値向上と連動性の高い制度とする。
- ②ESGと一体化した経営を推進する中で、新たに創出・提供する価値と連動した制度とする。
- ③当社の株主価値との連動を意識した制度とする。
- ④長期ビジョン達成に必要な人財を確保・維持できる報酬水準とする。
- ⑤報酬決定プロセスにおける、透明性・客観性を担保する制度とする。

(2) 報酬水準

役員報酬の客観性、適正性を確保する観点から、当社の取締役の報酬等の水準は、外部専門機関の調査による他社水準を参考に、同規模企業群の中上位水準を志向して設定します。また、外部環境の変化等に応じて適宜見直しを行います。

(3) 報酬構成

当社の取締役の報酬は、①責任と役割に応じた固定報酬、②短期インセンティブとしての年次業績連動賞与、及び③中長期インセンティブとしての業績連動型譲渡制限付株式報酬の3種類の報酬構成とします。これにより、短期及び中長期の視点による経営への取り組みを促し、その成果に対して適切に報いることができる仕組みとしております。なお、独立した立場で経営の監督機能を担い、業務執行を担う立場にない社外取締役の報酬構成については、固定報酬のみとしております。

(4) 固定報酬の額の決定方針

以下の方針に基づき決定しております。

- ①当社は取締役の役位別に、その責任と役割に応じて固定報酬の額を決定する。固定報酬は例月報酬とし、毎月一定日に固定金額を定めて現金支給する。
- ②社外取締役の報酬は、固定報酬としての例月報酬のみで構成し、報酬額はその責任と役割に応じて決定する。
- ③取締役に対する報酬額（固定報酬及び年次業績連動賞与の合計額）は、株主総会の決議に基づき年額6億5,000万円以内（うち社外取締役は年額6,000万円以内）とする。

(5) 年次業績連動賞与の額の算定方法の決定方針

以下の方針に基づき決定しております。

- ①当社は、短期インセンティブとして年次業績連動賞与を各対象取締役に支給する。
- ②年次業績連動賞与の支給額は、役位別に定める標準賞与額に、各事業年度の基準利益（対象となる決算期における連結経常利益から退職給付会計に係る数理計算上の差異、及び非支配株主に帰属する当期純利益を除いた額）に比例して変動する支給率を乗じて算出した金額を前提とし、総合的に判断して決定する。
- ③当社は、退職給付会計に係る数理計算上の差異について単年度で一括して償却する方式を採用しているため、期末の株価変動、金利情勢等により当該数理計算上の差異が大きく変動した場合、業績に与える影響が大きいという特徴がある。そのため、退職給付会計に係る数理計算上の差異を除いた連結経常利益を、基準利益算定に際して用いる。

④年次業績連動賞与の支給については、株主総会において承認された取締役に対する報酬額（固定報酬及び年次業績連動賞与の合計額）の枠内（年額6億5,000万円以内（うち社外取締役は年額6,000万円以内））で、社外取締役が委員長を務め、社外役員が構成員の過半数を占める指名・報酬諮問委員会の意見を踏まえ、取締役会で決定する。

(6) 業績連動型譲渡制限付株式報酬の額の算定方法の決定方針

以下の方針に基づき決定しております。

- ①当社は、中長期インセンティブとして業績連動型譲渡制限付株式報酬を各対象取締役に支給する。
- ②業績連動型譲渡制限付株式報酬は、各中期経営計画の期間中(3年間)の業績を支給水準に反映させる仕組みとしており、役位別に定める所定の標準株式報酬額が、対象期間中における、①TOPIX対比の当社株式時価総額成長率に連動する部分（役位別標準株式報酬額の2/3）と、②SBT（Science Based Targets）に基づく温室効果ガス排出削減目標の達成率に連動する部分（役位別標準株式報酬額の1/3）とで構成される。
- ③各対象取締役への株式報酬額は、対象期間終了後に、各評価指標実績値を基に対象期間中の株式報酬累計額を算出し、指名・報酬諮問委員会の意見を踏まえ、取締役会において決定する。
- ④1事業年度当たりの業績連動型譲渡制限付株式報酬として支給する金額については、株主総会の決議に基づき年額1億円以内で支給する。また同様に、1事業年度当たりの交付株式数については10万株以内とする。

(7) 報酬構成割合

取締役の固定報酬と変動報酬の構成割合は、基準利益が1,000億円の場合に、固定：変動＝60：40となるよう制度設計しております。具体的には、固定報酬60%、年次業績連動賞与（変動）25%、業績連動型譲渡制限付株式報酬（変動）15%となります。なお、社外取締役の報酬は、固定報酬のみとしております。

(8) 報酬ガバナンス

取締役の個人別の報酬額等役員報酬に関する事項は、委員長を社外取締役が務め、委員の過半数を社外役員（社外取締役3名、社外監査役3名）で構成する指名・報酬諮問委員会（委員総数8名）の意見を踏まえ、取締役会で決定します。

(9) 報酬の没収等

対象取締役による非違行為等が取締役会で確認された場合、業績連動型譲渡制限付株式報酬の支給制限又は返還を求めることができます。

2. 業績連動報酬の算定方法

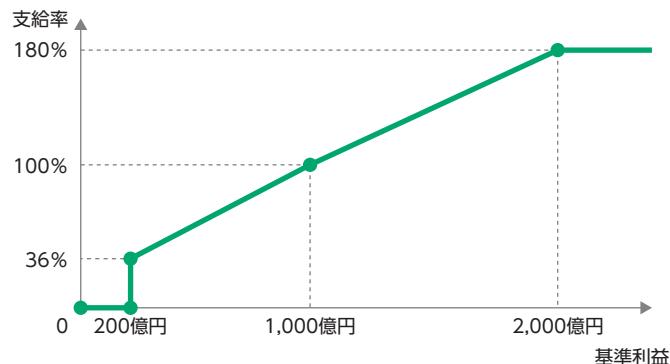
(1) 年次業績連動賞与（短期インセンティブ報酬）

短期インセンティブ報酬としての年次業績連動賞与の支給額は、役位別に定める標準賞与額に、各事業年度の基準利益（対象となる決算期における連結経常利益から退職給付会計に係る数理計算上の差異、及び非支配株主に帰属する当期純利益を除いた額）に比例して変動する支給率を乗じた金額を前提として、総合的に判断して決定します。支給額の算定式は以下の通りとします。

<算定式>

賞与支給額 = 役位別の標準賞与額 × 支給率（※）

〈年次業績連動賞与インセンティブカーブ〉



※支給率は下限0%～上限180%とします。

(2) 業績連動型譲渡制限付株式報酬（中長期インセンティブ報酬）

中長期インセンティブ報酬としての業績連動型譲渡制限付株式報酬は、中長期的な株主価値向上を重視した経営を推進するため、中期経営計画期間中の企業価値向上に対するインセンティブとして、3年間の中期経営計画最終事業年度終了後に、対象取締役に対して、中期経営計画の達成状況に応じた譲渡制限付株式を付与する制度です。なお、当初の対象期間は、2022年1月1日から2024年12月31日までの3年間（以下「当初対象期間」といいます。）となります。

業績連動型譲渡制限付株式報酬は、2つの指標を用いて支給額を算定する仕組みとしており、その算定式は以下の通りとします。

① 株式時価総額成長率連動報酬

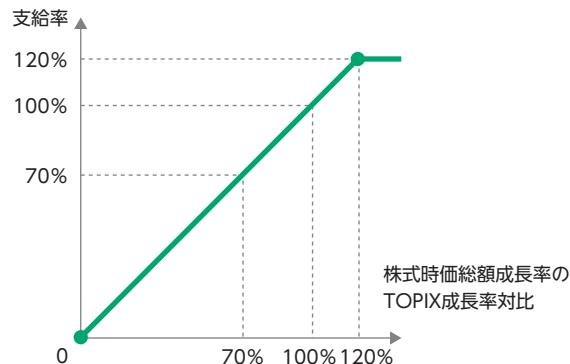
当社の株式時価総額成長率とTOPIX成長率を比較し、株式市場における当社の相対的な評価を客観的に測り、報酬に反映することを目的としております。

<算定式>

役員別標準株式報酬額の2/3に相当する金額

× 支給率（中期経営計画期間中の当社株式時価総額成長率/同期間中のTOPIX成長率）
（※）

〈株式時価総額成長率連動報酬インセンティブカーブ〉



※支給率は下限0%～上限120%とします。

②サステナビリティ指標達成率連動報酬

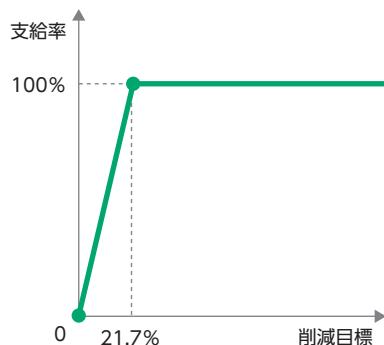
支給率上限を100%に設定することで、当社がSBT (Science Based Targets ※1) に基づき定めた温室効果ガス排出削減目標 (※2) が達成できなかった場合は、標準株式報酬額から目標達成状況に応じて支給される報酬額が減額される設計としており、目標達成に向けて、強いインセンティブが働く仕組みとしております。

<算定式>

役員別標準株式報酬額の1/3に相当する金額

× 支給率 (SBTに基づく温室効果ガス排出削減中期経営計画目標の達成率) (※3)

(サステナビリティ指標達成率連動報酬インセンティブカーブ)
(当初対象期間)



- ※1 国連気候変動枠組条約締約国会議 (COP21) において採択され、2016年に発効したパリ協定 (世界の気温上昇を産業革命前より2℃を十分に下回る水準に抑え、また1.5℃に抑えることを目指すもの) が求める水準と整合した、5年~15年先を目標年として企業が設定する、温室効果ガス排出削減目標のことです。
- ※2 当初対象期間の温室効果ガス排出削減目標は、当社の2017年度との比較で△21.7%と定めております。
- ※3 支給率は下限0%~上限100%とします。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社は、前期（第81期）より事業年度の末日を3月31日から12月31日に変更しました。また、連結子会社においても、一部を除き、同様の変更を行いました。これに伴い、決算期変更の経過期間である前期（第81期）は2020年4月1日から2020年12月31日までの9か月間となっています。このため、当期業績の増減については第80期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の業績と比較して記載しています。

当期の世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況が続いたものの、ワクチン接種の進展等により社会経済活動が正常化に向かったことで、景気は持ち直しました。しかしながら、世界的なサプライチェーンの混乱や原材料価格の高騰が景気回復の下押し要因となりました。わが国経済におきましても、期初から断続的に緊急事態宣言が発出されたこと等から、厳しい状況が続きました。緊急事態宣言が解除された昨年10月以降は、ワクチン接種の進展等を背景に、個人消費を中心に経済活動が正常化に向かったことから、景気に持ち直しの動きがみられました。

住宅市場に関しましては、国内では、コロナ禍における戸建住宅需要の高まりや住宅ローン減税の特例措置に係る駆け込み需要もあり、堅調に推移しました。米国では、建設コストの増加や住宅需給のひっ迫により住宅価格が高騰したものの、雇用環境の改善や歴史的な低水準で推移した住宅ローン金利等を背景に、市場は好調に推移しました。豪州では、住宅価格の上昇やロックダウン（都市封鎖）の影響がありましたが、堅調な雇用環境や過去最低水準の住宅ローン金利の効果もあり、市場は堅調に推移しました。

このような事業環境のもと、当社グループは、当期を最終年度とする「中期経営計画2021」の実現に向け、国内では、福岡県苅田町の木質バイオマス発電事業所の営業運転開始や三重県多気町のホテルヴィソンの開業など積極的に取り組みました。米国では、戸建住宅事業の新規エリア進出のほか、新たに戸建賃貸開発事業に参入するなど事業領域を更に拡大し、当社グループのより一層の成長に向けた事業の推進に注力しました。また、堅固な財務基盤の確立及び将来の投資余力の確保を目的として、公募増資及び第三者割当増資を実施し、持続的な企業価値の向上に必要な経営基盤の強化を図りました。

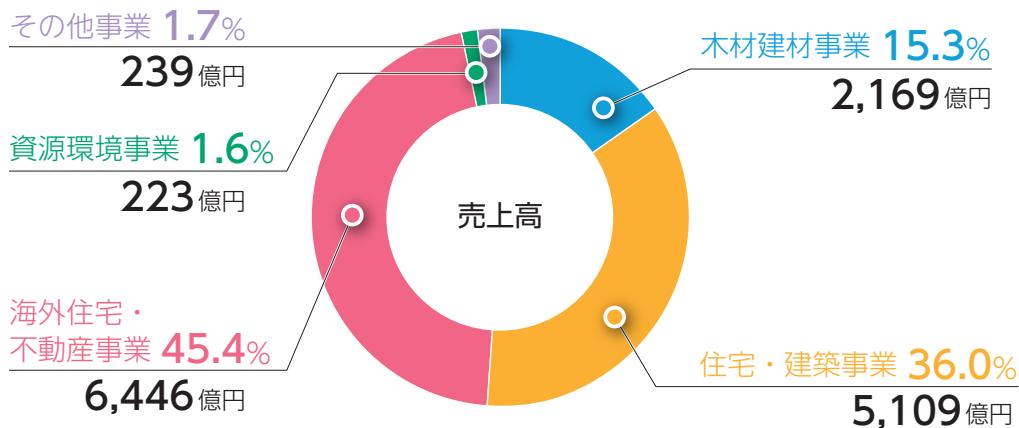
その結果、売上高は1兆3,859億30百万円（第80期比25.5%増）、営業利益は1,136億51百万円（第80期比121.2%増）、経常利益は1,377億51百万円（第80期比134.2%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は871億75百万円（第80期比213.0%増）となりました。なお、退職給付会計に係る数理計算上の差異はプラス32億60百万円となり、数理計算上の差異を除いた経常利益は1,344億91百万円となりました。

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
1兆3,859億円	1,137億円	1,378億円	872億円
第80期比 25.5%増 	第80期比 121.2%増 	第80期比 134.2%増 	第80期比 213.0%増 

事業部門別の概況は、次の通りです。なお、各事業部門の売上高には、事業部門間の内部売上高を含めています。

部門別の状況

■ (ご参考) 売上高構成比



■ 事業部門別売上高

部 門	第80期 (2019/4～2020/3)		第82期 (2021/1～2021/12)		
	金 額	構成比	金 額	構成比	第80期比増減率
■ 木材建材事業	百万円 223,627	% 19.6	百万円 216,858	% 15.3	% △3.0
■ 住宅・建築事業	474,003	41.6	510,939	36.0	7.8
■ 海外住宅・不動産事業	399,360	35.0	644,573	45.4	61.4
■ 資源環境事業	19,263	1.7	22,299	1.6	15.8
■ その他事業	23,425	2.1	23,944	1.7	2.2
計	1,139,678	100.0	1,418,613	100.0	24.5
調整額	△35,584	—	△32,683	—	—
合 計	1,104,094	—	1,385,930	—	25.5

(注) 1. 調整額により、特定の事業部門に区分できない管理部門等における売上高を含め、事業部門間の内部売上高を消去しています。

2. 事業年度の変更によって、前期(第81期)が2020年4月1日から2020年12月31日までの9か月間となったため、増減率については、第80期の業績と比較しています。

● 木材建材事業

売上高

2,168 億 58 百万円

第80期比 △3.0 %

経常利益

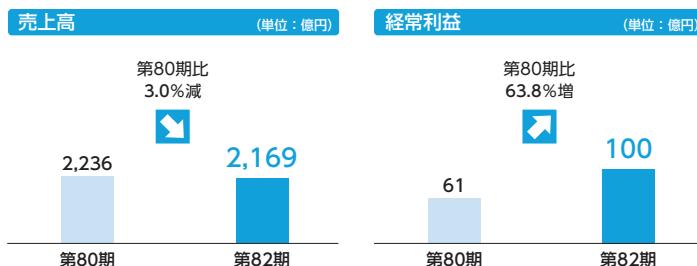
99 億 84 百万円

第80期比 +63.8 %



流通事業におきましては、世界的に木材需給がひっ迫する中、当社グループの国内外での調達力を活かし、取引先に対する安定供給体制の維持に注力しました。また、収益源の多様化を目的として、バイオマス発電用の木質燃料の取り扱い拡大や国産材活用への取り組みを強化したほか、持続可能な植林木を使用した合板や建材の拡販に注力しました。その結果、業績は好調に推移しました。

製造事業におきましては、国内において、製造コストが上昇したことから業績は伸び悩みました。海外においては、インドネシアの合板や建材事業がコロナ禍の影響もあり業績は伸び悩みましたが、ニュージーランドではロックダウン（都市封鎖）の影響があったものの、MDF（中密度繊維板）やLVL（単板積層材）の販売数量が増加したことから業績は堅調に推移しました。



●住宅・建築事業

売上高

5,109 億 39 百万円

第80期比 +7.8 %

経常利益

196 億 41 百万円

第80期比 △13.0 %



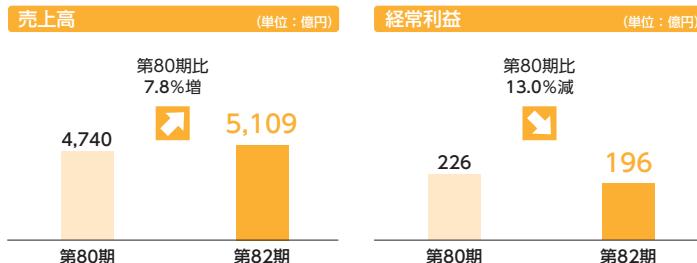
戸建注文住宅事業におきましては、コロナ禍における営業力強化策の一環としてWEBマーケティングの取り組みを一層強化したほか、当社の設計力を活かしてライフスタイルの変化に対応したプランの提案に注力しました。また、お客様の環境意識の高まりに対応して、エネルギー消費量が正味ゼロとなるZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）仕様の受注拡大に努めるなど、受注は好調に推移しました。施工面では、コロナ禍によるサプライチェーンの混乱が生じたものの、着工の平準化を推進しました。これらの結果、売上高は増加しましたが、木材を中心とした世界的な建設資材のコスト上昇による利益率の低下から、業績は伸び悩みました。

賃貸住宅事業におきましては、当社が建設した賃貸住宅のオーナー様から借り上げた物件をモデルルームとして体感していただく、「タウンスクエア」による受注活動を推進したほか、間取りの変化や自由な空間設計が可能となる「MF構法（ウォールフレーム構法）」を採用した賃貸住宅の受注拡大に取り組みましたが、戸建注文住宅事業と同様に建設資材コストの影響を受け業績は伸び悩みました。

分譲住宅事業におきましては、優良な土地の仕入れが奏功したことに加え、旺盛な購買意欲に支えられ業績は堅調に推移しました。

リフォーム事業におきましては、当社オリジナルの耐震・制震工法等の高い技術力を活かした耐震リフォームの受注拡大に注力したほか、「住友林業の家」のオーナー様に対する営業活動を強化しました。

また、昨年1月にコーナン建設株式会社をグループに迎え入れ、非住宅分野における中大規模建築事業や木造化・木質化に着手しました。



● 海外住宅・不動産事業

売上高

6,445 億 73 百万円

第80期比 +61.4 %

経常利益

1,043 億 34 百万円

第80期比 +202.1 %

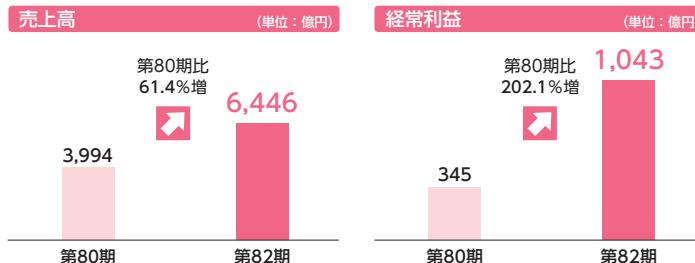


米国での戸建住宅事業におきましては、当社グループが事業活動を展開しているワシントン州、ユタ州、テキサス州及びメリーランド州等の地域において、過去最低水準の住宅ローン金利や都市部から郊外への住み替え需要の高まりを背景に、業績は好調に推移しました。また、昨年2月に米国コロラド州デンバー地区で分譲住宅事業を行うCDL homes, Inc.の事業を譲り受けたことにより、米国における戸建住宅事業エリアは14州になり、事業エリアを更に拡大しました。不動産開発事業におきましては、コロナ禍により売却を延期していた物件を含め計画通り物件売却を進めたほか、旺盛な需要を受け一部の物件売却を早めたことから業績は好調に推移しました。

豪州での戸建住宅事業におきましては、ビクトリア州、ニューサウスウェールズ州及び西オーストラリア州等の地域において、ロックダウン（都市封鎖）の影響を受けたものの、歴史的な低水準の住宅ローン金利等を背景として業績は堅調に推移しました。なお、当社は、脱炭素社会の実現に向け、昨年10月にNTT都市開発株式会社及びHines社（米国テキサス州）と、メルボルン市における木造オフィス開発事業に参画することを決定し、ネットゼロカーボンビル^{*}の実現を目指す取り組みを開始しました。

東南アジアにおいては、ベトナム、インドネシア、タイにおいて、取り組み中の戸建住宅及び分譲マンションプロジェクトがコロナ禍により工事や販売計画に遅れが生じました。

^{*}ネットゼロカーボンビルとは、建物を省エネルギーや創エネルギー仕様にし、再生可能エネルギー利用と炭素クレジットによるオフセットも組み合わせ、建築物の使用時に排出されるCO₂を実質ゼロにするものです。



● 資源環境事業

売上高

222 億 99 百万円

第80期比 +15.8 %

経常利益

39 億 31 百万円

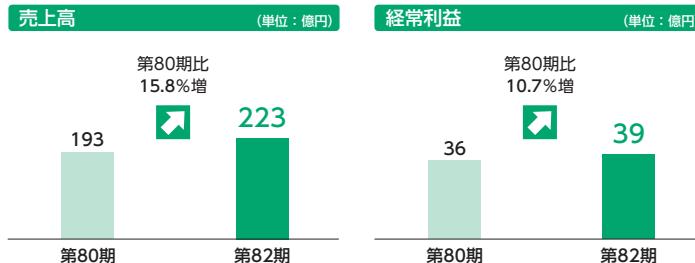
第80期比 +10.7 %



バイオマス発電事業におきましては、昨年6月に営業運転を開始した刈田バイオマスエナジー株式会社のほか全国4か所に所在する木質バイオマス発電事業所が安定的に稼働しましたが、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT制度）における政府の激変緩和措置が終了したことに伴う売電先との契約見直しの影響により、業績は伸び悩みました。

森林経営におきましては、ニュージーランド南島ネルソン地区で展開している森林事業において、同国内向けの販売数量の増加により、業績は堅調に推移しました。

なお、昨年6月に株式会社IHIと、熱帯泥炭地を適切に管理するコンサルティング事業の実現や、森林や土壌における炭素蓄積量など自然資本の価値を適切に評価することによる質の高い炭素クレジットの創出と販売に向けて、業務提携契約を締結しました。本提携を通じて、当社グループが国内外で培ってきた森林の管理技術や、インドネシアにおける熱帯泥炭地の管理技術等の強みを活かし、脱炭素社会への実現に貢献してまいります。



●その他事業

売上高

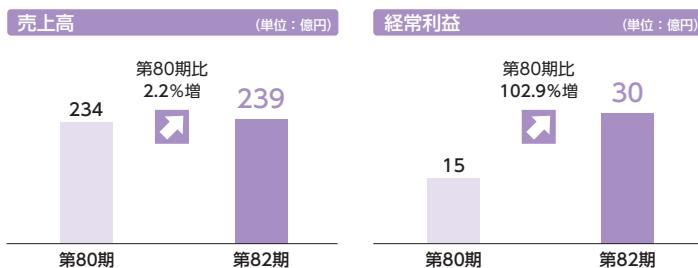
239 億 44 百万円

第80期比 +2.2 %

経常利益

30 億 12 百万円

第80期比 +102.9 %



当社グループは、上記事業のほか、有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の運営事業、住宅顧客等を対象とする保険代理店業等の各種サービス事業等を行っています。また、株式会社熊谷組に係る持分法による投資利益も含まれます。

(2) 設備投資の状況

設備投資の総額は265億79百万円です。主な設備投資として、米国での商業複合施設の開発、国内外における住宅展示場の新設・建替え及びソフトウェアの開発等を行いました。

(3) 資金調達の状況

当社は堅固な財務基盤の確立及び将来の投資余力の確保を目的に、2021年7月9日を払込期日とする公募増資及び同年8月6日を払込期日とする第三者割当増資により、総額345億円を調達しました。

なお、当社は安定的な資金調達手段の確保及び将来の資金需要への対応力向上を目的に、引き続き総額220億円のコミットメントライン（特定融資枠）を複数の金融機関との間で設定しています。

(4) 対処すべき課題

今後の見通し

世界経済は、新型コロナウイルス感染症が再拡大しているものの、ワクチン接種の進展等により景気回復は緩やかに続くものと考えられます。しかしながら、米国における好調な個人消費や原材料価格の高騰等を背景としたインフレ加速の懸念や金融引き締め政策に加えて、不動産市場の成長が転換期を迎えた中国経済の減速等により、景気の先行き不透明感が続くものと考えられます。また、ウイルス変異株をはじめとする感染状況の動向についても引き続き注視する必要があります。わが国経済につきましても、景気の持ち直しは継続するものと考えられますが、年初から感染が再拡大していることによる社会経済活動への影響や、供給面での制約等による景気の下振れリスクに十分注意する必要があります。

「中期経営計画2021」の総括

当社グループは、「中期経営計画2021」において、「更なる成長に向けた未来志向の事業戦略の推進」、「持続的な成長に向けた経営基盤の強化」、「木を活かす研究開発・技術革新の加速」、「事業とESG（環境・社会・ガバナンス）への取り組みの一体化推進」という4つの基本方針に基づいて、変化する時代の中で社会課題の解決に取り組み、経営基盤の強化と未来に向けた事業の更なる推進を図ってまいりました。

数値目標につきましては、目標に掲げた全ての項目について計画を上回ることができました。

	「中期経営計画2021」の計画期間				2022年3月期 (第82期) 目標
	2020年3月期 (第80期) 実績	2020年12月期 (第81期) 実績	2021年12月期 (第82期) 実績	目標差	
売上高	1兆1,041億円	8,399億円	1兆3,859億円	+1,259億円	1兆2,600億円
経常利益	614億円	465億円	1,345億円	+495億円	850億円
親会社株主に帰属 する当期純利益	279億円	304億円	872億円	+392億円	480億円
自己資本利益率 (ROE)	8.8%	8.8%	20.2%	達成	10%以上

- (注) 1. 経常利益は退職給付会計に係る数理計算上の差異を除きます。
 2. 当社は、2020年12月期（第81期）より事業年度の末日を3月31日から12月31日に変更しました。また、連結子会社においても、一部を除き、同様の変更を行いました。これに伴い、決算期変更の経過期間である2020年12月期（第81期）の実績は、2020年4月1日から2020年12月31日までの9か月間の数値を記載しています。
 3. 「中期経営計画2021」の数値目標は計画策定時点における2022年3月期の計画値です。

具体的な経営戦略につきましては、米国及び豪州において、戸建住宅事業の進出エリアを着実に広げたほか、米国における不動産開発事業を推進することにより、事業規模の拡大と多角化を進めました。また、当社が参画する木質バイオマス発電事業所の増設や、大型のサービス付き高齢者向け住宅の新設等を行い、次代の柱となり得る事業の開拓に取り組みました。さらに、持続的な企業価値の向上に必要な経営基盤の強化を目的として、公募増資及び第三者割当増資を実施し、財務体質の改善を行いました。

長期ビジョン及び中期経営計画の推進

当社は、このほど、長期ビジョン「Mission TREEING 2030」及び中期経営計画「Mission TREEING 2030 Phase 1」を策定しました。

<長期ビジョン>

Mission TREEING 2030

～地球を、快適な住まいとして受け継いでいくために～

私たちは、地球環境、人々の暮らしや社会、市場や経済活動に価値を提供することで、将来世代を含むあらゆる人々やすべての生き物に、地球が快適な住まいとして受け継がれていくことを目指します。これまでも強みとしてきた「森」と「木」の価値を活かし、深め、新たな未来の力へと変えていきます。

当社グループは長期ビジョンを達成するために、重要課題を「地球環境への価値」、「人と社会への価値」、「市場経済への価値」に紐づけた上で、いずれの価値も損なうことなく、また、それぞれの価値を高めることにより、3つの価値を同時に満たす事業活動を推進してまいります。

<中期経営計画>

当社は、3年後の第85期末（2024年12月期末）に売上高1兆7,700億円、経常利益1,730億円（退職給付会計に係る数理計算上の差異を除く）、親会社株主に帰属する当期純利益1,160億円、ROE15%以上を目指すこととしました。また、本中期経営計画の基本方針として、「木材資源の活用による脱炭素化への挑戦」、「収益基盤の強靭化の推進」、「グローバル展開の加速」、「持続的成長に向けた経営基盤の強化」、「事業とESGの更なる一体化」の5つのテーマを掲げ、目標達成に向けて取り組んでまいります。

①木材資源の活用による脱炭素化への挑戦

- ・森林のCO₂吸収源としての価値を訴求した新たな事業の展開

森林資源のCO₂吸収/固定量の精度の高い計測技術を確立するとともに、森林ファンドの組成やCO₂クレジット化を通じて、CO₂吸収源としての価値を提供する事業を展開します。

- ・ 国産材の競争力強化に向けた施策の推進
国産材の競争力強化のための施業の効率化及び生産性を向上するほか、国産材のカスケード利用*を前提とした大規模製造事業の事業化を進めます。
- ・ 中大規模木造建築事業の拡大
国内外においてエンボディード・カーボン**及びオペレーショナル・カーボン***を低減する中大規模木造建築事業を拡大します。

*カスケード利用とは、間伐材や林地残材等の森林資源及び廃材・端材を余すことなく効率的に利用することを意味します。

**エンボディード・カーボンとは、例えば建物を建築する過程（建材の原材料の調達・製造、建築、解体等）で排出されるCO2を意味します。

***オペレーショナル・カーボンとは、建築物の使用時において排出されるCO2を意味します。

②収益基盤の強靱化の推進

- ・ 住宅・建築事業及び木材建材事業の収益力の回復、並びに将来の市場変化を見据えた変革の推進
住宅・建築事業は、コロナ後の需要を的確に捉えるとともに、中長期的な新設住宅着工戸数の減少を見据え、合理化及び生産性向上により収益力の回復を図ります。
木材建材事業は、海外製造事業の立て直しとともに、木材コンビナートを柱とした循環型の資材供給システムの確立、脱炭素関連事業、デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進等により、新たな収益機会を創出します。

・ 資産効率の向上

低収益事業や非効率資産については保有の意義を精査した上で、資産効率向上及び資金捻出の観点から、効率改善に取り組みます。また、ROICを指標として資本効率を高める取り組みや、事業別のリスクを反映した投資判断基準等の整備を進めます。

③グローバル展開の加速

米国及び豪州における戸建住宅事業は、当社グループの収益の柱として、更なる事業拡大を図ります。資材の共同購買拡充、パネル事業等によるグループシナジー創出の取り組みと将来の人件費高騰に備えた合理化を推進します。また、不動産開発事業では他人資本を活用する事業モデルにより資金効率を高めます。
アジア事業は、戸建住宅事業の推進等により安定的な収益基盤を整備します。

④持続的成長に向けた経営基盤の強化

・デジタル化の推進

顧客関係のデジタル化、次世代設計・生産システムの開発、社内のITリテラシー向上等の「攻め」の取り組みにより全社的にデジタル化を推進します。

・人財の確保及び育成の強化、社員のエンゲージメントの向上

事業の拡大に対応した人財の確保及び育成の強化、社員のエンゲージメントの向上、働きかた改革の推進、ダイバーシティへの取り組み等を進めます。

・リスクマネジメントの強化

リスクの多様化・グローバル化に対応するために、内部監査機能の充実を図ります。大規模自然災害、サイバーテロ、ウイルス感染症等の不測の事態に対応したBCM体制を構築します。

⑤事業とESGの更なる一体化

・RE100及びSBT(Science Based Targets)の達成に向けた施策の着実な実行

自社の事業活動に伴う環境目標であるRE100及びSBT SCOPE1*・2**についての取り組みを着実に進めます。SBT SCOPE3***については、積極的提案により脱炭素化を促進するほか、お客様に選択肢を提供できるよう、省エネルギー性能の向上、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）・ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の開発を推進します。

*SCOPE1とは、自社での燃料使用等による温室効果ガスの直接排出量を意味します。（例：社有車のガソリン使用に伴うCO2排出量）

**SCOPE2とは、購入した電力・熱による温室効果ガスの間接排出量を意味します。（例：オフィスの電力使用に伴うCO2排出量）

***SCOPE3とは、サプライチェーンの温室効果ガス排出量を意味します。（例：販売した製品の使用時のCO2排出量）

当社グループは、以上の取り組みとともに、社会の変化を見据え、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの声に耳を傾けながら、コーポレート・ガバナンスを充実させ、環境共生、お客様満足の向上、人権・多様性尊重、リスク管理・法令遵守に関する取り組みを引き続き強化し、企業価値の更なる向上に取り組んでまいります。

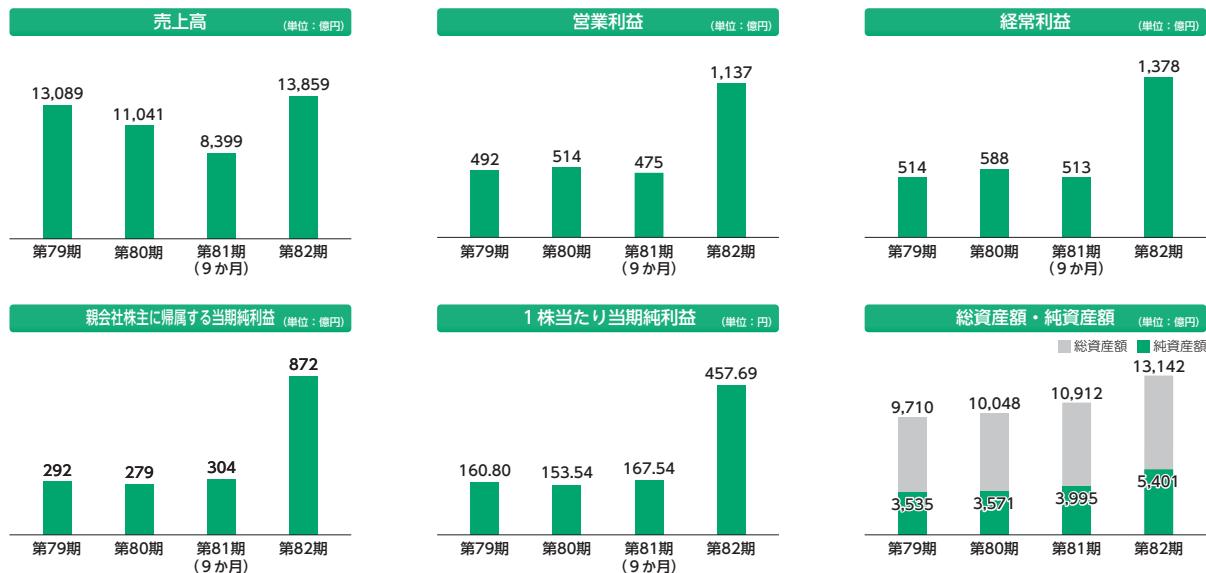
また、中期経営計画の基本方針の一つである「事業とESGの更なる一体化」を含め、SDGs（持続可能な開発目標）達成に貢献する目標に積極的に取り組むなど、企業に求められる社会的責任を果たしてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第79期 (2018/4~2019/3)	第80期 (2019/4~2020/3)	第81期 (2020/4~2020/12)	第82期 (2021/1~2021/12)
売上高 (百万円)	1,308,893	1,104,094	839,881	1,385,930
営業利益 (百万円)	49,247	51,377	47,462	113,651
経常利益 (百万円)	51,436	58,824	51,293	137,751
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	29,160	27,853	30,398	87,175
1株当たり当期純利益 (円)	160.80	153.54	167.54	457.69
総資産額 (百万円)	970,976	1,004,768	1,091,152	1,314,226
純資産額 (百万円)	353,489	357,064	399,456	540,089

- (注) 1. 1株当たり当期純利益の算定には期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）を用いています。
 2. 第80期より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)を適用しています。
 3. 第81期につきましては、事業年度の変更に伴い、2020年4月1日から2020年12月31日までの9か月間となっています。



(6) 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

当社グループは、山林事業を礎に、主に以下の事業活動を国内外で行っています。

部 門	主 要 な 事 業 内 容
木 材 建 材 事 業	木材（原木・チップ・製材品・集成材等）・建材（合板・繊維板・木質加工建材・窯業建材・金属建材・住宅設備機器等）の仕入・製造・加工・販売等
住 宅 ・ 建 築 事 業	戸建住宅・集合住宅等の建築工事の請負・アフターメンテナンス・リフォーム、分譲住宅等の販売、不動産の賃貸・管理・売買・仲介、住宅の外構・造園工事の請負、都市緑化事業、CAD・敷地調査等
海外住宅・不動産事業	海外における、分譲住宅等の販売、戸建住宅の建築工事の請負、集合住宅・商業複合施設の開発等
資 源 環 境 事 業	バイオマス発電事業、森林事業等
そ の 他 事 業	有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の運営事業、保険代理店業、土木・建築工事の請負等

(7) 主要な事業所及び重要な子会社の状況（2021年12月31日現在）

① 当社

本 社 東京都千代田区

支 店 等

部 門	事 業 所
木 材 建 材 事 業	東京営業部、大阪営業部、中部営業部（名古屋）、北海道、東北（仙台）、中国（広島）、四国（高松）、九州（福岡） 他8営業所
住 宅 ・ 建 築 事 業	東京支社、関西支社、東海支社、池袋、東京東、城南、東京中央、東京西、多摩、東京南、横浜、横浜北、神奈川西、湘南、千葉、柏、成田、埼玉、埼玉東、埼玉西、群馬、宇都宮、水戸、つくば、甲府、信州、新潟、仙台、盛岡、山形、福島、札幌、大阪、大阪北、大阪南、京都、滋賀、和歌山、奈良、神戸、姫路、広島、福山、岡山、山口、松山、高松、福岡、西九州、大分、熊本、鹿児島、名古屋、名古屋中央、名古屋南、岡崎、豊橋、静岡、静岡東、浜松、三重、岐阜、北陸、富山、福井、建築デザイン室 他26営業所

研究所等 筑波研究所、新居浜事業所（愛媛） 他4事業所

②重要な子会社

会社名	事業所	資本金	出資比率	主要な事業内容	
住友林業クレスト株式会社	本社	愛知県名古屋 市	百万円 800	100.0%	木質加工建材・住宅設備 機器の製造・販売
	工場				
住友林業フォレストサービス株式会社	本社	東京都新宿区	100	100.0	原木・チップ・木材製品 の仕入・販売
住友林業ホームエンジニアリング株式会社	本社	東京都新宿区	75	100.0	「住友林業の家」の建築 工事の請負
住友林業ホームテック株式会社	本社	東京都千代田区	100	100.0	戸建住宅・集合住宅等のリフォーム、 「住友林業の家」のアフターメンテナンス
住友林業緑化株式会社	本社	東京都中野区	200	100.0	住宅の外構・造園工事の請負、 都市緑化事業、樹木等の販売、 農園芸用資材の製造・販売
住友林業レジデンシャル株式会社	本社	東京都新宿区	150	100.0	賃貸住宅等の管理・運営
Henley Arch Unit Trust	本社	豪州 ビクトリア州	千豪ドル 42,315	69.3 (69.3)	戸建住宅の建築工事の 請負、分譲住宅の販売
Henley Arch Pty Ltd.			千豪ドル 10	69.3 (69.3)	
Bloomfield Homes, L.P.	本社	米国 テキサス州	—	65.0 (65.0)	分譲住宅の販売
Crescent Communities, LLC	本社	米国 ノースカロライナ州	千米ドル 225,414	100.0 (100.0)	集合住宅・商業複合施設の開発
DRB Enterprises, LLC	本社	米国 メリーランド州	千米ドル 98,106	92.4 (92.4)	分譲住宅の販売
Edge Utah HoldCo, LLC	本社	米国 ユタ州	千米ドル 27,525	80.0 (80.0)	分譲住宅の販売
Gehan Homes, Ltd.	本社	米国 テキサス州	千米ドル 1	100.0 (100.0)	分譲住宅の販売
MainVue Homes LLC	本社	米国 ワシントン州	千米ドル 21,224	63.2 (63.2)	分譲住宅の販売
Mark III Properties, LLC	本社	米国 サウスカロライナ州	千米ドル 295	65.0 (65.0)	分譲住宅用の土地開発

- (注) 1. 出資比率については、表示単位未満を切り捨てて記載しています。
 2. 出資比率欄 () 内の数字は、当社の子会社による出資比率を内数で記載しています。
 3. Henley Arch Unit Trust及びHenley Arch Pty Ltd.の2社は、オーストラリア法上、一体で事業を行っています。
 4. Bloomfield Homes, L.P.は、米国法上のLimited Partnershipであるため、資本金の概念と正確に一致するものがないことから、資本金を記載していません。
 5. 住友林業フォレストサービス株式会社は、当期より重要な子会社といたしました。

(8) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)**①企業集団の従業員の状況**

部 門	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
木 材 建 材 事 業	6,320名	△7名
住 宅 ・ 建 築 事 業	9,416	281
海外住宅・不動産事業	2,995	287
資 源 環 境 事 業	948	60
そ の 他 事 業	1,218	59
全 社 (共 通)	357	12
合 計	21,254	692

- (注) 1. 従業員数は、就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者、契約社員及び嘱託社員を含む）であり、臨時従業員数（アルバイト及び派遣社員等）は含んでいません。
2. 全社（共通）の従業員数は、特定の事業部門に区分できない管理部門等の所属人数の合計を記載しています。

②当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
5,091 名	18 名	43.2 歳	15.8 年

- (注) 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者、契約社員及び嘱託社員を含む）であり、臨時従業員数（アルバイト及び派遣社員等）は含んでいません。

(9) 主要な借入先 (2021年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	16,749 百万円
三井住友信託銀行株式会社	11,874
株式会社みずほ銀行	10,606
農林中央金庫	7,910
株式会社日本政策金融公庫	5,337
北海道	4,812
株式会社伊予銀行	4,559
Wells Fargo Bank, National Association	4,099
株式会社三菱UFJ銀行	3,864
株式会社百十四銀行	2,818

- (注) 1. 上記のほか、Fifth Third Bank, National Associationを幹事とするシンジケートローン52,643百万円、Wells Fargo Bank, National Associationを幹事とするシンジケートローン24,651百万円及びTexas Capital Bankを幹事とするシンジケートローン12,717百万円があります。
2. 外貨での借入れは、集計時の換算レートにより邦貨換算しています。

2. 会社の株式に関する事項（2021年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 201,200,936株（自己株式288,374株を含む）

(注) 発行済株式の総数は、公募による普通株式の発行により16,000,000株、第三者割当による普通株式の発行により2,400,000株、譲渡制限付株式報酬としての普通株式の発行により19,800株、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の行使により2,800株、それぞれ増加しました。

- (3) 株主数 22,579名（前期末比12,046名増）
 (4) 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	23,411 千株	11.6 %
住友金属鉱山株式会社	10,110	5.0
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	9,727	4.8
株式会社伊予銀行	5,849	2.9
株式会社熊谷組	5,197	2.5
住友商事株式会社	4,383	2.1
住友生命保険相互会社	4,227	2.1
株式会社百十四銀行	4,197	2.0
S M B C 日興証券株式会社	4,076	2.0
株式会社三井住友銀行	3,536	1.7

- (注) 1. 持株数及び持株比率については、表示単位未満を切り捨てて記載しています。
 2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を除いて算出しています。

(5) 当期中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、社外取締役を除く取締役6名に対して、譲渡制限付株式報酬としての普通株式12,800株を交付しました。なお、社外取締役及び監査役については、該当する事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2021年12月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 又 は 重 要 な 兼 職 の 状 況
※取締役会長	市 川 晃	コニカミノルタ株式会社 社外取締役
※取締役社長(執行役員社長)	光 吉 敏 郎	
※取 締 役(執行役員副社長)	笹 部 茂	木材建材事業本部・資源環境事業本部 管掌
※取 締 役(執行役員副社長)	佐 藤 建	生活サービス本部 管掌、総務・秘書・渉外・人事・ITソリューション・知的財産・内部監査・筑波研究所 担当、株式会社熊谷組 監査役
取 締 役(常務執行役員)	川 田 辰 己	住宅・建築事業本部 管掌、経営企画・財務・コーポレート・コミュニケーション・サステナビリティ推進 担当
取 締 役(常務執行役員)	川 村 篤	海外住宅・不動産事業本部長
取 締 役	平 川 純 子	弁護士、株式会社東京金融取引所 社外取締役
取 締 役	山 下 泉	株式会社イオン銀行 社外取締役
取 締 役	栗 原 美津枝	株式会社価値総合研究所 代表取締役会長、中部電力株式会社 社外取締役、株式会社日本政策金融公庫 社外取締役
*常任監査役	福 田 晃 久	
*監 査 役	東 井 憲 彰	
監 査 役	皆 川 芳 嗣	株式会社農林中金総合研究所 理事長、農林中央金庫 経営管理委員
監 査 役	鐵 義 正	公認会計士、大和自動車交通株式会社 社外監査役
監 査 役	松 尾 眞	弁護士、株式会社カプコン 社外取締役(監査等委員)、ソレイジア・ファーマ株式会社 社外監査役、大正製薬ホールディングス株式会社 社外監査役

- (注) 1. ※は代表取締役です。また、*は常勤の監査役です。
 2. 取締役 平川純子、山下 泉及び栗原美津枝の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
 3. 監査役 皆川芳嗣、鐵 義正及び松尾 眞の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
 4. 当社は、取締役 平川純子、山下 泉及び栗原美津枝の各氏並びに監査役 皆川芳嗣、鐵 義正及び松尾 眞の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しています。
 5. 監査役 鐵 義正氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
 6. 各社外取締役及び各社外監査役の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

《ご参考》2022年1月1日現在の取締役、監査役及び執行役員の様子は次の通りです。

地 位	氏 名	担 当 又 は 重 要 な 兼 職 の 状 況	
		2021年12月31日現在	2022年1月1日現在
※取締役会長	市川 晃	コニカミノルタ株式会社 社外取締役	同左
※取締役社長 執行役員社長	光吉 敏郎	—	—
※取締 役 執行役員副社長	佐藤 建	生活サービス本部 管掌、 総務・秘書・渉外・人事・ ITソリューション・知的財産・ 内部監査・筑波研究所 担当、 株式会社熊谷組 監査役	生活サービス本部 管掌、 総務・秘書・渉外・人事・ ITソリューション・知的財産・ 内部監査 担当、 株式会社熊谷組 監査役
取締 役 専務執行役員	川田 辰己	住宅・建築事業本部 管掌、 経営企画・財務・ コーポレート・コミュニケーション・ サステナビリティ推進 担当	住宅・建築事業本部・ 資源環境事業本部 管掌、 経営企画・財務・ コーポレート・コミュニケーション・ サステナビリティ推進 担当
取締 役 常務執行役員	川村 篤	海外住宅・不動産事業本部長	木材建材事業本部 管掌、 筑波研究所 担当、 海外住宅・不動産事業本部長
取締 役 執行役員	笹部 茂	木材建材事業本部・ 資源環境事業本部 管掌	社長付（大阪・関西万博 担当）
取締 役	平川 純子	弁護士、 株式会社東京金融取引所 社外取締役	同左
取締 役	山下 泉	株式会社イオン銀行 社外取締役	同左
取締 役	栗原 美津枝	株式会社価値総合研究所 代表取締役会長、 中部電力株式会社 社外取締役、 株式会社日本政策金融公庫 社外取締役	同左
*常任監査役	福田 晃久	—	—
*監査 役	東井 憲彰	—	—
監査 役	皆川 芳嗣	株式会社農林中金総合研究所 理事長、 農林中央金庫 経営管理委員	同左
監査 役	鐵 義正	公認会計士、 大和自動車交通株式会社 社外監査役	同左
監査 役	松尾 眞	弁護士、 株式会社カプコン 社外取締役（監査等委員）、 ソレイジア・ファーマ株式会社 社外監査役、 大正製薬ホールディングス株式会社 社外監査役	同左

（注）※は代表取締役です。また、*は常勤の監査役です。

地 位	氏 名	担 当 又 は 重 要 な 兼 職 の 状 況	
		2021年12月31日現在	2022年1月1日現在
常務執行役員	徳 永 完 平	住友林業ホームエンジニアリング株式会社 取締役社長	同左
常務執行役員	桧 垣 隆 久	住友林業レジデンシャル株式会社 取締役社長	住宅・建築事業本部副本部長 (グループオーナー推進・ 生産イノベーション・資材開発 統括)
常務執行役員	高 桐 邦 彦	生活サービス本部長	同左
常務執行役員	高 橋 郁 郎	住宅・建築事業本部長	同左
常務執行役員	田 中 耕 治	木材建材事業本部長	同左
常務執行役員	西 川 政 伸	資源環境事業本部長	同左
執行役員	西 周 純 子	働き方改革・女性活躍推進 担当、 人事部働きかた支援室長	女性活躍・ダイバーシティ推進 担当、 知的財産室長
執行役員	清 水 孝 一	ITソリューション部長	住友林業ホームテック株式会社 常任監査役、 住友林業情報システム株式会社 監査役、 内部監査担当役員付
執行役員	堀 田 一 隆	住友林業クレスト株式会社 取締役社長	同左
執行役員	細 谷 洋 一	木材建材事業本部副本部長、 同本部国内流通部長	木材建材事業本部副本部長、 同本部国内営業部長
執行役員	神 谷 豊	住友林業緑化株式会社 取締役社長	同左
執行役員	岩 崎 淳	海外住宅・不動産事業本部副本部長 (北米事業 担当)、 アメリカ住友林業 取締役社長	海外住宅・不動産事業本部副本部長 (北米事業 担当)、 アメリカ住友林業 取締役社長、 同社戸建事業部長
執行役員	島 原 卓 視	住友林業ホームテック株式会社 取締役社長	同左
執行役員	戸 崎 富 雄	住宅・建築事業本部副本部長 (グループオーナー推進・ 建築市場開発 統括)、 同本部住宅企画部長、 宏栄興産株式会社 取締役社長	ITソリューション部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としています。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしています。当該保険契約の被保険者は、当社（当社子会社を含む）の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者の保険料負担はありません。また、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことや、被保険者の犯罪行為若しくは法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害は填補の対象外としています。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

a. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定の方法

当社は、指名・報酬諮問委員会における議論及びその意見を踏まえ、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しました。

b. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬及び業績連動報酬としての賞与で構成します。基本報酬は、例月報酬及び譲渡制限付株式割当のために支給する報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」という）で構成します。社外取締役の報酬は、基本報酬としての例月報酬のみで構成します。

また、取締役の報酬水準については、役員報酬の客観性、適正性を確保する観点から、第三者による国内企業を対象とした役員報酬調査結果を活用し、社外役員の役員報酬も含め適切な水準の設定を行います。

(a) 例月報酬

当社は取締役（社外取締役を除く）の役位毎に、その役割、責任に応じて基本報酬の額を決定します。基本報酬のうち例月報酬は固定金額を定めて現金支給します。社外取締役の報酬額はその役割、責任に応じて決定します。

(b) 業績連動報酬

当社は、業績連動報酬である賞与の支給については、株主総会の承認を得て決定します。

当社は、業績連動報酬である賞与の各取締役への支給額の水準決定に関しては、対象となる決算期における退職給付会計に係る数理計算上の差異を除いた連結経常利益、及び親会社株主に帰属する当期純利益の水準を考慮した一定の算式（利益額に比例して賞与の額が変動する計算式）に基づき算出した金額を前提とし、総合的に判断して決定します。

当社は、退職給付会計に係る数理計算上の差異について単年度で一括して償却する方式を採用しているため、期末の株価変動、金利情勢等により当該数理計算上の差異が大きく変動した場合、業績に与える影響が大きいという特徴があります。そのため、退職給付会計に係る数理計算上の差異を除いた連結経常利益を、取締役賞与の水準決定に際して用います。

(c) 非金銭報酬

当社は取締役（社外取締役を除く）の役位毎に、その役割、責任に応じて基本報酬の額を決定します。当社は取締役（社外取締役を除く）の基本報酬のうち、10%を基準として譲渡制限付株式報酬として支給します。

譲渡制限付株式報酬は、当社の企業価値向上への貢献意欲や士気を高めると同時に、株価上昇を志向する価値観を株主と共有することを目的に、中長期的なインセンティブとして支給します。

(d) 報酬等の種類毎の割合の決定方針

取締役（社外取締役を除く）の業績連動報酬としての賞与と基本報酬との支給割合を予め定めることはしておらず、上記 (b) に記載した方法で業績連動報酬としての賞与の額が決定され、結果として業績連動報酬としての賞与と基本報酬との割合が定まることとなります。そして、基本報酬のうち10%を基準として譲渡制限付株式報酬として支給し、それ以外を例月報酬として金銭で支給することとしています。

(e) 報酬等の内容についての決定の方法

当社は任意の委員会として社外取締役3名、社外監査役3名及び代表取締役2名の合計8名で構成される、指名・報酬諮問委員会を設置しています。

「報酬の決定に関する方針」、各取締役に対する個別の賞与支給額等については、事前に指名・報酬諮問委員会に諮り、取締役会において決定します。

指名・報酬諮問委員会は、役員報酬の客観性を担保する観点から、委員会での役員報酬に関する協議結果を取締役会に対して申し送ることとしており、取締役会は委員会の意見を踏まえて、役員報酬に関する事項の決議を行います。

c. 当期に係る取締役の個人別の報酬等の内容が取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当期に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき、委員長を社外取締役が務め、委員の過半数を社外役員で構成する指名・報酬諮問委員会において議論し、同委員会の意見を踏まえて取締役会において決定されており、その決定の客観性及び透明性が確保されていることから、取締役会は上記の決定方針に沿うものであると判断しています。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の例月報酬の限度額は、2016年6月24日開催の第76期定時株主総会において月額4,000万円以内（うち社外取締役は月額500万円以内）と決議されています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、10名（うち社外取締役2名）です。また、取締役（社外取締役を除く）の譲渡制限付株式報酬の限度額は、2018年6月22日開催の第78期定時株主総会において、年額1億円以内と決議されています。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、8名です。

監査役の例月報酬の限度額は、2014年6月20日開催の第74期定時株主総会において、月額800万円以内と決議されています。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は、5名（うち社外監査役3名）です。

③取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	基本報酬		業績連動報酬 (賞与)	対象となる 役員の員数
		例月報酬	非金銭報酬 (譲渡制限付株式報酬)		
取締役 (社外取締役を除く)	463 百万円	267 百万円	31 百万円	165 百万円	6 名
監査役 (社外監査役を除く)	48	48	—	—	2
社外取締役	35	35	—	—	3
社外監査役	30	30	—	—	3

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、取締役の使用人としての報酬その他職務遂行の対価は含んでいません。
2. 業績連動報酬の総額は、第82期定時株主総会において決議予定の取締役賞与総額1億65百万円を記載しています。なお、業績連動報酬である賞与の算定の基礎として選定した業績指標及びその実績は、次の通りです。

指 標	実 績
連結経常利益	137,751 百万円
退職給付会計に係る数理計算上の差異	3,260
退職給付会計に係る数理計算上の差異を除いた連結経常利益	134,491
親会社株主に帰属する当期純利益	87,175

3. 非金銭報酬の総額は、取締役（社外取締役を除く）6名に付与した譲渡制限付株式の割当てにかかる費用31百万円を記載しています。なお、非金銭報酬の内容は、譲渡制限付株式報酬であり、取締役（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式を割り当てるための報酬として金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けるものです。

(5) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	平 川 純 子	当期開催の取締役会16回全てに出席し、国内外の企業法務等に関する経験及び見識に基づき、適宜発言を行っています。また、指名・報酬諮問委員会の委員長として、当該委員会において、取締役・監査役候補者及び取締役の報酬等の決定に関して適宜発言を行っています。これらの活動等を通じ、経営の監督機能の強化に寄与しています。
取 締 役	山 下 泉	当期開催の取締役会16回全てに出席し、企業経営、財務及びIT・DX等に関する経験及び見識に基づき、適宜発言を行っています。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当該委員会において、取締役・監査役候補者及び取締役の報酬等の決定に関して適宜発言を行っています。これらの活動等を通じ、経営の監督機能の強化に寄与しています。
取 締 役	栗 原 美津枝	2021年3月30日の就任以降、当期開催の取締役会13回全てに出席し、企業経営、財務及び産業政策等に関する経験及び見識に基づき、適宜発言を行っています。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当該委員会において、取締役・監査役候補者及び取締役の報酬等の決定に関して適宜発言を行っています。これらの活動等を通じ、経営の監督機能の強化に寄与しています。
監 査 役	皆 川 芳 嗣	当期開催の取締役会16回のうち15回に、また監査役会14回のうち13回に出席し、主に農林水産分野における豊富な行政経験に基づき、適宜発言を行っています。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当該委員会において、取締役・監査役候補者及び取締役の報酬等の決定に関して適宜発言を行っています。
監 査 役	鐵 義 正	当期開催の取締役会16回全てに、また監査役会14回全てに出席し、主に会計の専門家としての見地から、適宜発言を行っています。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当該委員会において、取締役・監査役候補者及び取締役の報酬等の決定に関して適宜発言を行っています。
監 査 役	松 尾 眞	当期開催の取締役会16回全てに、また監査役会14回全てに出席し、主に法律の専門家としての見地から、適宜発言を行っています。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当該委員会において、取締役・監査役候補者及び取締役の報酬等の決定に関して適宜発言を行っています。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

E Y新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

項 目	支 払 額
①当社が会計監査人に支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務（監査又は証明業務）に係る報酬等の額	99 百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	155

- (注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について適切であると判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額はこれらの合計額を記載しています。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、財務報告に係る内部統制の整備・運用評価に関する助言業務並びに公募及び第三者割当による普通株式の発行に係るコンフォートレター作成業務を委託し、対価を支払っています。
4. 当社の重要な子会社のうち、Henley Arch Unit Trust、Bloomfield Homes, L.P.、Crescent Communities, LLC、DRB Enterprises, LLC、Edge Utah HoldCo, LLC、Gehan Homes, Ltd.、MainVue Homes LLC及びMark III Properties, LLCは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意を得て、監査役会が会計監査人を解任します。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定を受け、取締役会が会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に附議します。

(以上の事業報告における記載数値は、注記がある場合を除き、表示単位未満を四捨五入して)表示しています。

連結貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
流動資産	891,912	流動負債	421,003
現金及び預金	139,957	支払手形及び買掛金	134,065
受取手形及び売掛金	140,075	工事未払金	98,165
完成工事未収入金	49,496	短期借入金	25,024
有価証券	3,303	1年内償還予定の社債	12
商品及び製品	24,426	リース債務	825
仕掛品	1,483	未払法人税等	6,248
原材料及び貯蔵品	9,696	未成工事受入金	40,101
未成工事支出金	14,973	賞与引当金	22,460
販売用不動産	49,180	役員賞与引当金	165
仕掛販売用不動産	332,898	完成工事補償引当金	7,492
短期貸付金	35,493	資産除去債務	961
未収入金	54,680	その他	85,485
その他	36,600		
貸倒引当金	△348		
固定資産	422,314	固定負債	353,134
有形固定資産	184,183	社債	90,152
建物及び構築物	58,350	新株予約権付社債	10,035
機械装置及び運搬具	23,031	長期借入金	168,278
土地	41,516	リース債務	8,438
林木	38,331	繰延税金負債	23,044
リース資産	7,677	役員退職慰労引当金	332
建設仮勘定	9,889	退職給付に係る負債	17,148
その他	5,390	資産除去債務	1,778
		その他	33,929
無形固定資産	20,671	負債合計	774,136
のれん	4,559	(純資産の部)	
その他	16,111	株主資本	441,241
投資その他の資産	217,460	資本金	50,064
投資有価証券	181,436	資本剰余金	33,899
長期貸付金	7,115	利益剰余金	359,641
退職給付に係る資産	590	自己株式	△2,362
繰延税金資産	7,773	その他の包括利益累計額	54,370
その他	21,448	その他有価証券評価差額金	37,226
貸倒引当金	△902	繰延ヘッジ損益	3,403
		為替換算調整勘定	13,699
		退職給付に係る調整累計額	42
		新株予約権	116
		非支配株主持分	44,361
		純資産合計	540,089
資産合計	1,314,226	負債純資産合計	1,314,226

連結損益計算書 (2021年1月1日から
2021年12月31日まで) (単位:百万円)

科 目	金 額
売上高	1,385,930
売上原価	1,063,936
売上総利益	321,994
販売費及び一般管理費	208,344
営業利益	113,651
営業外収益	28,613
受取利息	393
仕入割引	343
受取配当金	1,674
持分法による投資利益	17,782
為替差益	747
その他	7,673
営業外費用	4,513
支払利息	2,219
売上割引	613
その他	1,681
経常利益	137,751
特別損失	3,819
減損損失	3,819
税金等調整前当期純利益	133,932
法人税、住民税及び事業税	23,765
法人税等調整額	5,651
当期純利益	104,516
非支配株主に帰属する当期純利益	17,341
親会社株主に帰属する当期純利益	87,175

貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
流動資産	408,052	流動負債	331,967
現金及び預金	71,967	支払手形	25,036
受取手形	49,956	買掛金	87,079
売掛金	72,440	工事未払金	100,523
完成工事未収入金	38,250	1年内返済予定の長期借入金	8,584
有価証券	3,303	リース債務	578
商品及び製品	16,975	未払金	7,806
未成工事支出金	8,176	未払法人税等	768
販売用不動産	17,281	未払消費税等	2,357
仕掛販売用不動産	10,607	未払費用	1,272
前渡金	651	前受金	13,672
前払費用	1,667	未成工事受入金	27,776
短期貸付金	35,000	預り金	45,748
関係会社短期貸付金	7,177	前受収益	229
未収入金	74,803	賞与引当金	7,580
その他	1,025	役員賞与引当金	165
貸倒引当金	△1,224	完成工事補償引当金	1,826
		資産除去債務	961
		その他	7
固定資産	394,449		
有形固定資産	47,065	固定負債	161,375
建物	16,332	社債	90,000
構築物	1,117	新株予約権付社債	10,035
機械及び装置	841	長期借入金	33,830
車両運搬具	3	預り保証金	4,871
工具、器具及び備品	982	リース債務	2,868
土地	12,125	繰延税金負債	9,029
林木	9,137	退職給付引当金	5,879
リース資産	3,142	関係会社事業損失引当金	2,276
建設仮勘定	3,387	資産除去債務	1,442
無形固定資産	7,681	その他	1,144
電話加入権	180		
林道利用権	63	負債合計	493,342
施設利用権	1	(純資産の部)	
工業所有権	12	株主資本	268,043
ソフトウェア	7,426	資本金	50,064
投資その他の資産	339,704	資本剰余金	49,263
投資有価証券	79,553	資本準備金	49,004
関係会社株式	237,192	その他資本剰余金	259
関係会社出資金	1,500	利益剰余金	169,007
長期貸付金	214	利益準備金	2,857
従業員長期貸付金	16	その他利益剰余金	166,150
関係会社長期貸付金	17,294	圧縮記帳積立金	1,715
破産更生債権等	732	別途積立金	154,722
長期前払費用	1,372	繰越利益剰余金	9,712
その他	10,399	自己株式	△291
貸倒引当金	△8,568		
		評価・換算差額等	41,001
		その他有価証券評価差額金	37,645
		繰延ヘッジ損益	3,356
		新株予約権	116
資産合計	802,501	純資産合計	309,160
		負債純資産合計	802,501

損益計算書 (2021年1月1日から 2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	470,202
商品売上高	127,353
完成工事高	342,849
売上原価	376,726
商品売上原価	106,741
完成工事原価	269,985
売上総利益	93,476
販売費及び一般管理費	88,729
営業利益	4,748
営業外収益	10,815
受取利息	162
有価証券利息	7
仕入割引	244
受取配当金	8,305
その他	2,098
営業外費用	2,201
支払利息	204
社債利息	326
売上割引	455
その他	1,217
経常利益	13,361
特別損失	3,886
関係会社株式評価損	3,886
税引前当期純利益	9,475
法人税、住民税及び事業税	572
法人税等調整額	1,935
当期純利益	6,969

(以上の連結計算書類及び計算書類における記載数値は、表示単位未満を四捨五入して表示しています。)

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月17日

住友林業株式会社
取締役会御中EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千葉達也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中原義勝
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齋木夏生

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友林業株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友林業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月17日

住友林業株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千葉達也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中原義勝
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齋木夏生

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友林業株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第82期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、財務報告に係る内部統制について、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月17日

住友林業株式会社 監査役会

常任監査役（常勤） 福 田 晃 久 ㊞

監 査 役（常勤） 東 井 憲 彰 ㊞

監 査 役 皆 川 芳 嗣 ㊞

監 査 役 鐵 義 正 ㊞

監 査 役 松 尾 眞 ㊞

※監査役 皆川芳嗣、鐵 義正及び松尾 眞の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

以 上



会場

経団連会館 2階国際会議場
 東京都千代田区大手町一丁目3番2号

会場が昨年と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。

交通機関のご案内

大手町駅

- 東京メトロ
 - 千代田線
 - 丸ノ内線
- 半蔵門線
- 東西線

- 都営地下鉄
 - 三田線

C2b出口直結

竹橋駅

- 東京メトロ
 - 東西線

4番出口より徒歩約4分

- (お願い) ●本株主総会につきまして、極力、書面又はインターネット等により事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。
 ●なお、会場には駐車場の用意がございませんので、お車のご来場はご遠慮ください。

